

2024年度(令和6年度)税制改正大綱および政府予算案が決定

○税制改正大綱 新たなモビリティ社会を踏まえた税のあり方を検討

○来年度予算案 自賠責保険料積立金の一般会計からの繰り戻しが7年連続で増額

2 2024年度(令和6年度)の税制改正大綱および政府予算案が2023年12月22日、それぞれ閣議決定されました。「令和6年度税制改正大綱」については、閣議決定前の同14日、自民・公明の両党が与党大綱として取りまとめました。

今般の大綱では、バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長が決定したほか、「自動車関係諸税について、2050年カーボンニュートラルの実現、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」として、自動車関係諸税のあり方について中長期的な視点に立って検討していくことを「検討事項」の中で改めて示しました。当会議所では「新たなモビリティ社会にふさわしい税制再構築のための議論を幅広く進め、本年(2023年)はその礎を築く取り組みが極めて重要」と求めてきましたが、今後、そうした方向性で議論が行われる見通しとなりました。

また、一般会計の総額が112兆717億円となる来年度予算案については、当会議所が事務局を務める「自動車損害賠償保障制度を考える会」が精力的に世論喚起や陳情活動に取り組んだ結果、自賠責保険料積立金の一般会計からの繰り戻し＝詳細は5～6ページに掲載＝が65億円となり、7年連続で増額を実現しました。

◇「令和6年度税制改正大綱」の自動車関係分野の主な内容は次のとおり。

■バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長

(自動車重量税・自動車税)

○ユニバーサルデザインタクシーの新たな認定レベル(認定レベル準1)を創設することに伴い、特例対象を拡充する。

○現行の措置を2年間(2024年4月1日～2026年3月31日まで)延長する。

■物流総合効率化法に基づく特例措置の延長

(所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

○現行の措置を2年間(2024年4月1日～2026年3月31日)延長する。

○固定資産税の特例について、対象となる附属機械設備に「ナンバープレート解析AIカメラ等」を追加し、

当該附属機械設備の課税標準を5年間2分の1に軽減する。

■検討事項

自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

◇来年度予算の当会議所要望結果は次のとおり。

○2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、EV・FCV等の普及や充電・水素充てんインフラの整備等を支援する。

<補正>

・クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

【1,291億円】(GX支援対策費)

<補正><当初>

・クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入補助金

【補正：400億円】【当初：100億円(100億円)】

(エネルギー対策特別会計)